令和８年度　技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）第５条の５第１項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

１　実施予定日時
令和９年１月２０日（水）　午前９時から午後０時頃まで
同　上　午後１時から午後４時頃まで

２　実施場所
熊本市南区富合町平原１７７６番地
熊本クレー射撃場
電話０９６－３５７－４９６５

３　申込み期間
令和８年１２月１８日（金）から同年１２月２５日（金）まで

４　使用銃種
散弾銃

５　受講定員
１４名（午前７名、午後７名）

６　申込みの手続
(1)　申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
(2)　提出書類
技能講習受講申込書　１通　（用紙は警察署にあります。）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参してください。）
(3)　受講手数料
１４，０００円（熊本県収入証紙により申込み時に納入してください。）

７　参考事項
(1)　講習当日は、
・　技能講習通知書
・　許可に係る自分の猟銃１丁（教習用備付銃は使用できません。）
・　講習用の適合実包２５発（７．５号弾～９号弾）
・　猟銃・空気銃所持許可証
・　チョッキ・耳栓（任意）
を持参してください。
(2)　受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、２５発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
(3)　問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（℡096-381-0110内線3184､3187）又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

令和８年度　技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）第５条の５第１項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

１　実施予定日時
令和９年１月４日（月）　午前９時から午後０時頃まで

２　実施場所
玉名市石貫字小代６６２番地
玉名クレー射撃場
電話０９６８－７４－９９２７

３　申込み期間
令和８年１２月４日（金）から同年１２月１１日（金）まで

４　使用銃種
散弾銃

５　受講定員
５名

６　申込みの手続
(1)　申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
(2)　提出書類
技能講習受講申込書　１通　（用紙は警察署にあります。）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参してください。）
(3)　受講手数料
１４，０００円（熊本県収入証紙により申込み時に納入してください。）

７　参考事項
(1)　講習当日は、
・　技能講習通知書
・　許可に係る自分の猟銃１丁（教習用備付銃は使用できません。）
・　講習用の適合実包２５発（９号弾）
・　猟銃・空気銃所持許可証
・　チョッキ・耳栓（任意）
を持参してください。
(2)　受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、２５発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
(3)　問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（℡096-381-0110内線3184､3187）又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

令和８年度　技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）第５条の５第１項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

１　実施予定日時
令和９年１月１７日（日）　午前９時から午後０時頃まで

２　実施場所
球磨郡多良木町大字黒肥地千里内９７５４番地
上球磨射撃場
電話０９６６－４２－３１８５

３　申込み期間
令和８年１２月１７日（木）から同年１２月２４日（木）まで

４　使用銃種
散弾銃

５　受講定員
３名

６　申込みの手続
(1)　申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
(2)　提出書類
技能講習受講申込書　１通　（用紙は警察署にあります。）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参してください。）
(3)　受講手数料
１４，０００円（熊本県収入証紙により申込み時に納入してください。）

７　参考事項
(1)　講習当日は、
・　技能講習通知書
・　許可に係る自分の猟銃１丁（教習用備付銃は使用できません。）
・　講習用の適合実包２５発（７．５号弾～９号弾）
・　猟銃・空気銃所持許可証
・　チョッキ・耳栓（任意）
を持参してください。
(2)　受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、２５発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
(3)　問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（℡096-381-0110内線3184､3187）又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

令和８年度　技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）第５条の５第１項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

１　実施予定日時
令和９年１月２０日（水）　午前９時から午後０時頃まで

２　実施場所
人吉市上林町字倉谷又５９５番地
人吉市射撃場
電話０９６６－２４－８７０３

３　申込み期間
令和８年１２月１８日（金）から同年１２月２５日（金）まで

４　使用銃種
散弾銃

５　受講定員
３名

６　申込みの手続
(1)　申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
(2)　提出書類
技能講習受講申込書　１通　（用紙は警察署にあります。）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参してください。）
(3)　受講手数料
１４，０００円（熊本県収入証紙により申込み時に納入してください。）

７　参考事項
(1)　講習当日は、
・　技能講習通知書
・　許可に係る自分の猟銃１丁（教習用備付銃は使用できません。）
・　講習用の適合実包２５発（７．５号弾～９号弾）
・　猟銃・空気銃所持許可証
・　チョッキ・耳栓（任意）
を持参してください。
(2)　受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、２５発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
(3)　問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（℡096-381-0110内線3184､3187）又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

令和８年度　技能講習（散弾銃）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）第５条の５第１項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

１　実施予定日時
令和９年１月１４日（木）　午前９時から午後０時頃まで

２　実施場所
葦北郡芦北町大字湯浦２－１
芦北町営湯浦温泉射撃場
電話０９６６－８２－４１２２

３　申込み期間
令和８年１２月１４日（月）から同年１２月２１日（月）まで

４　使用銃種
散弾銃

５　受講定員
３名

６　申込みの手続
(1)　申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
(2)　提出書類
技能講習受講申込書　１通　（用紙は警察署にあります。）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参してください。）
(3)　受講手数料
１４，０００円（熊本県収入証紙により申込み時に納入してください。）

７　参考事項
(1)　講習当日は、
・　技能講習通知書
・　許可に係る自分の猟銃１丁（教習用備付銃は使用できません。）
・　講習用の適合実包２５発（７．５号弾～９号弾）
・　猟銃・空気銃所持許可証
・　チョッキ・耳栓（任意）
を持参してください。
(2)　受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、２５発分の標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
(3)　問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（℡096-381-0110内線3184､3187）又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

令和８年度　技能講習（ライフル銃等）の開催について

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号）第５条の５第１項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり実施します。

１　実施予定日時
令和９年１月１７日（日）　午前９時から午後０時頃まで
同　上　午後１時から午後４時頃まで

２　実施場所
佐賀県佐賀市大和町大字久池井３６６９番地
佐賀県射撃研修センター
電話０９５２－６２－８１１９

３　申込み期間
令和８年１２月１７日（木）から同年１２月２５日（金）まで

４　使用銃種
ライフル銃

５　受講定員
５名

６　申込みの手続
(1)　申込書の提出先
住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）
(2)　提出書類
技能講習受講申込書　１通　（用紙は警察署にあります。）
（警察署で記載される場合は、猟銃・空気銃所持許可証を持参してください。）
(3)　受講手数料
１４，０００円（熊本県収入証紙により申込み時に納入してください。）

７　参考事項
(1)　講習当日は、
・　技能講習通知書
・　許可に係る自分のライフル銃等１丁（教習用備付銃は使用できません）
・　講習用の適合実包１０発
・　猟銃・空気銃所持許可証
・　チョッキ・耳栓（任意）
を持参してください。
(2)　受講手数料には、講習に係る射撃場の入場料、標的代は含まれますが、練習用分は含まれませんので、必要な方は射撃場にご確認ください（練習用の弾は別に持参してください。）。
(3)　問い合わせ先
熊本県警察本部生活環境課許可等事務担当室（℡096-381-0110内線3184､3187）又は住所地を管轄する警察署の生活安全課（係）

技能講習について

１　受講対象者

現に許可を受けて猟銃（空気銃は不要）を所持する者のうち、

○　猟銃の所持許可を更新しようとする者

○　許可の有効期間内に別の猟銃を所持しようとする者

は、散弾銃・散弾銃以外の猟銃の種別毎に、住所地を管轄する公安委員会が行う技能講習を受講しなければなりません（銃刀法第５条の５第１項）。

○　散弾銃を数丁所持する者はいずれかの銃で１回受講

○　ライフル銃と散弾銃を所持する者はそれぞれ受講が必要

２　講習の内容

(1) 猟銃の操作

ア　猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い～保持・携行

イ　猟銃の点検～分解・結合

ウ　実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い

エ　射撃の姿勢及び動作～照準・空撃ち

(2) 射撃講習

散弾銃は飛翔する標的、ライフル銃等は固定射撃に対する射撃

３　講習打ち切り

次に掲げる事項に該当する場合は、講習は打ち切られます。

(1) 受講者の所持する猟銃に著しい欠陥がありその場で修理できない場合

(2) 受講者が酩酊しているなど技能講習を受けるに適しない場合

(3) 受講者が危険行為を行い、講習指導員から同行為を行わないように指導を受けたにもかかわらず再度同じ行為を行った場合

(4) 受講者の銃が故障した場合など技能講習を安全に継続することができないと講習指導員が判断した場合

４　注意事項

(1) 開始時間に遅れた場合は受講できませんので、必ず開始時間前に到着するようにしてください。

(2) 今までどおり、原則、散弾銃は２５発、ライフル銃等は１０発を実射しなければ失格となりますので、不発になった場合に備え、余分に適合実包を持参してください。

(3) 講習指導員が必要と認める場合には、規定回数を超えて実射することが可能となりましたので、余分に適合実包を持参してください。

(4) 散弾銃における射撃講習において規定回数である２５発を超えて実射する場合は、別途標的代が必要となりますので、ご承知おいてください。